

南大阪連会則

(平成 20 年 12 月制定)

(平成 23 年 12 月改正)

(平成 25 年 12 月改正)

(目的)

第 1 条、本会は以下に掲げる阿波踊りの練習、活動により、会員間の交流を深め、本場徳島市への踊り込み、又、地域への阿波踊りの普及、健康増進を目的とする。

- (1) 毎年 8 月に徳島で行われる阿波踊りに参加する。
- (2) 地域のイベント、祭りに参加する。
- (3) 練習により健康増進をはかる。
- (4) 連員同士のコミュニケーションを行う。

(名称)

第 2 条、本会は、阿波踊り南大阪連と称する。

(事務所)

第 3 条、本会の事務所は連長の自宅に置く。

(会員)

第 4 条、本会の目的に賛同し積極的に参加できる方

(会費)

第 5 条、会員は役員会にて別に定める会費を納入しなければならない

- (2) 会費は 1 年毎とし、年度は 1 月 1 日とする。(26 年度は 5,000 円・子供 0 円)
- (3) 会費の目的は主に鳴り物の維持管理、練習場の利用料、その他連の運営上必要な経費に充当する。

(入会)

第 6 条、新規入会には、入会の申込み書を提出し、連長又は副連長又は幹事の面談を必要とし連長の承認を得ることとする。

- (2) 入会時に会費の納入を行うこととする。
- (3) 入会にあたり必要な踊り衣装類を購入することとする。

(退会)

第 7 条、会員が退会の申し出を行った場合、又以下の各号に該当する場合、退会したものとす。

- (1) 本会の目的に合わず、連員の交流を乱す行為
 - (2) 練習及び、イベントの欠席が著しく、本会の目的に沿わないと役員会が判断した場合
 - (3) 故意的な会費の未納
- (役員)

第 8 条、本会に次の役員を置き本会の運営を円滑に行うよう努力する。

- (1) 連長 1 名
- (2) 副連長 2 名 (男 1 名・女 1 名)
- (3) 相談役 数名
- (4) 役員 数名
- (5) 幹事 1 名
- (6) 会計 1 名

(役員任期)

- (1) 役員任期は 2 年とする。但し再選は妨げない。

(役員会)

第 9 条、役員は役員会を適時行い以下の項目を決定する。

- (1) 徳島への踊り込み予定組、行程の策定
- (2) 各種イベントの参加決定
- (3) 連員の交流の為のイベント提案
- (4) 事業運営費・会費の決定

(会計)

第 10 条、連長は役員の中から、会計担当を任命し以下の項目を行う

- (1) 会計は本会の会計事務を担当する。
- (2) 連長および副連長は会計の監査を行う。
- (3) 会計は年度ごと (1 月 1 日～12 月 31 日) に行い、年末の総会で会計報告を行う。

(連絡)

第 11 条、各種イベント、練習の連絡は連絡網を使い、各人が速やかに行う。その他、ホームページを活用し円滑な連絡を行うものとする。

(その他)

第 12 条、新案件については、随時役員会により検討、決定することとする。

本会則は平成 26 年 1 月 1 日より施行する。